

# 古事記上卷「八雲立つ出雲八重垣」歌

影 山 尚 之

はじめに

故是以、其速須佐之男命、宮可造作之地求出雲國。爾、到坐須賀〔此二字以音。下効此〕地面、詔之、吾、来此地、我御心、須々賀々斯而、其地作宮坐。故、其地者、於今云須賀也。茲大神、初作須賀宮之時、自其地雲立騰。爾、作御歌。其歌曰、  
夜久毛多都 伊豆毛夜弊賀岐 都麻基微爾 夜弊賀岐都久流 曾能夜弊賀岐袁

於是、喚其足名鉄神、告言、汝者、任我宮之首。且、負名号稲田宮主須賀之八耳神。

「八雲立つ」歌に対する小学館新編日本古典文学全集『古事記』(一九九七年) 頭注の解説、

雲の立つ出雲としてたたえるのが、「八雲立つ出雲」。その雲から幾重にもめぐらす八重垣を導いて提示し、それは妻を置くところなのだと転じる。土地ほめから、宮への祝福へと展開する構造となっている。もともとは須佐之男命の話とは無関係な歌としてあったとみる説が有力だが、歌と物語とは不可分に結び付いている。

にどうも釈然としない気分を拭えない。おそらくそれは、「土地ほ

めから、宮への祝福へと展開する構造」がどのように物語と結合するかを明確に説かないためだろう。歌と物語とが「不可分に結び付いている」のはもはや当然として、右に抛るかぎり宮を造営した現場が「須賀」でありながら歌の称賛は「出雲」へ向けられるという歪みを認容しなければならず、そこに物語との不即応を感じるのである。須佐之男命は「出雲国」の範囲内に「宮可造作之地」を涉猟した結果、「御心」を充足させる最良の地として「須賀」を見出し「其地作宮坐」の安定を得たのだから、須賀こそが讃辞を送らるべき対象空間であって、歌が「出雲」総体を称えては叙述展開に整合しない。罪科を負う須佐之男が降臨した出雲はつい先ごろまで八俣大蛇の支配下に置かれて混沌擾乱の状態にあり、祝福を受ける資格を備えなかった。すなわち歌中の「出雲」を固有国名とみる、こんにちに流通した理解は再考されなくてはならない。

—

当該歌に則して「もともとは須佐之男命の話とは無関係な歌」の認識は土橋寛の言説に代表される。その著『古代歌謡全注釈 古事記編』(一九七二年) はまず契沖『厚顔抄』を参照して、「妻籠めに八重垣作る」の解につき①須佐之男命が、妻をこもらせるために八

重垣(宮)を作る、②雲が、妻をこもらせるために、八重垣のように立ちこめている、③須佐之男命が、妻と共に相談して、八重垣(宮)を作る、が並記されていることを指摘したうえで、②③への疑義をそれぞれ論じたのち、三つのうちでは①に理があるとする。ただし、土橋は一首をいわゆる独立歌謡と認定するため、「八重垣作る」主体が物語上では須佐之男命とされており、物語と「切り離して」みるときにそれは「族長階級の若殿と見なければならぬ」のだと言いつつ、しかし実際に建築作業に従事するのはその隷属民であるところから、

この歌は若殿の新婚を祝う祝宴の歌として、その氏族集団内の氏人たちまたは隷属民たちによって歌われたものではないかと思ふ。そしてその氏族集団は、一応出雲地方のものであろうことが想像されるが、「出雲八重垣」の解釈によつては、大和地方のものであることも考えられる。

と自在に想像を延ばしてゆく。同書は宣長『古事記伝』および守部『稜威言別』の主張する②の解釈(後述)へ強い批判を向かわせ、それを「素人くさい付会的解釈」「曲解」と退けつつ、かかる「付会」の生じた所以を記本文「其地より雲立ち騰りき」の過度な尊重にあると指摘して、その一文の介在に次のような判断を下した。

歌の所伝に「其地より雲立ち騰りき」とあるのは、この歌を須佐之男命の新婚の歌として物語化した時、またはその後加えられたもので、『書紀』にはこの説明がないことを考え合わせる。と、おそらく『古事記』の述作者が新しく加えたものと思われる。…(中略)…こんな場合に、歌を前文の説明に基づいて解釈すると、歌の本質を誤ることになる。

土橋が独り偏った見解を開陳していたのではない。右に前後して刊行された注釈書を点検すると、

ア須賀の宮をいつく氏人等が、歌い伝えて来た歌であろう。

(武田祐吉『記紀歌謡集全講』／一九五六年)

イこの歌の内容は、単なる成婚の歎びを歌ったものではない。それは女性を迎えるために新たに壮大なる建築物を造営することを叙述したものであり、建築術に一日の長のあつた、出雲族の間に伝誦された新室寿の歌とみるのが、正しい見方であろう。

(相磯貞三『記紀歌謡全註解』／一九六二年)

ウ新婚の際、その新室を慣用的にほめて歌はれる獨立歌謡だつたのを、古事記前文の神話に融合させたものとみられる。(高木市之助『上代歌謡集』(朝日日本古典全書)／一九六七年)

エ「出雲八重垣」が「つくる」の客語であつたとすれば、述語「つくる」の主語は隠されているものである。主語が隠される場合を考えると、その一つは、それを「つくる」者自身が唱う歌であつた場合で、そう考えればこの歌は、新婚者のために、「出雲八重垣」を造る際の作業歌であり、もう一つは、誰が造るのか、どういう時に造るのか、それが誰にも自明の場合で、そう考えれば、「つくる」のはきわめて一般性を持った、誰もが知っている新婚の神事儀式の時、この歌はその際に唱われた神事歌謡とも考えられよう。(山路平四郎『記紀歌謡評釈』／一九七三年)

オ本来は独立した新築祝いの民謡。

(鴻巣隼雄『古事記 上代歌謡』(小学館日本古典文学全集)／一九七三年)

のとおり、まさしく「有力」な通説的位置に土橋の主張が立つてゐることを知る。右掲書はいずれも当該歌が古代社会の諸方面にいかなる具体的機能を果たしたかという点へ関心を注ぎ、古事記の物語文脈をたやすく破棄して、その代わりに新規の、どこにも書かれていない文脈を恣意的に持ち込んで歌の主体や目的を縦横に憶測してゆく。歌の生態解明にこそ学術的意義が存し、それが可能でもあるという確信を半世紀前の古代研究は共通に保有していた。かかる誘惑は今もなお完全に払拭されたわけではなく、『古事記歌謡注釈——歌謡の論理から読み解く古代歌謡の全貌——』（二〇一四年）に次のような解説をみる。

神婚の祭祀に準備される妻屋を築造する時に歌われた、出雲地方の祝い歌であつたと位置付けられよう。さらに付言すれば、その夜はそこが歌垣の場ともなつたに違いない。：（中略）：妻屋の新築祝いであれば、男女の掛け合いが行われるのも必然である。

仮定を重ねた挙げ句に歌垣まで想定されてくる、その「必然」性が稿者にはわからない。

## 二

『記伝』は一首の意を、

今吾レ須賀ノ宮を造る時しも、八重垣の起よ、此ノ立チ出る雲、八重垣を成せり。吾夫妻隠らむ此ノ宮の料に、雲も八重垣を作ることよ、

と把握した。『言別』もほぼこれを襲い、

今吾レ須賀ノ宮を建て、妻と隠らんとする時しも、八重雲のおこり立ッよ。此レ起チ出る八重雲の形貌や、即朕を妻と隠らしめんとして、さながら閨の圍ひの八重垣を成せり。吉瑞見する其ノ雲の八重垣よとなり。

とする。土橋が退けた②の解だが、宣長は「此ノ餘の義あることなし」と他説介入の余地を塞ぎ、①解に対しては「妻を隠むために、今吾レ此ノ宮の垣を造」といふ意を兼て看は、ひがごとぞ」と手厳しく難じたのだつた。

近時の諸注に採用される、「やくもたつ」を「出雲」に相関する修辭（枕詞）とする視点が宣長になかつたとは思われない。

所以号出雲者、八東水臣津野命、詔、「八雲立」詔之。故云八雲立出雲。  
（出雲国風土記「総記」）

椰旬毛多菟 伊頭毛多鶏流餓 波鶏流多知 菟頭邏佐波磨枳

佐微那辞珥阿波礼（日本書紀崇神天皇六十年七月条）

夜都米佐須 伊豆毛多祁流賀 波祁流多知 都豆良佐波麻岐

佐味那志爾阿波礼（古事記中卷景行天皇条）

八雲刺 出雲子等 黒髮者 吉野川 奥名豆颯（万三・四三〇）

「やくめさす」「やくもさす」の語形・意義はいま問わなれど、これら五音節語と地名（国名）「出雲」との強固な相関性は疑えない。だが、『記伝』はあえてその可能性を排し「夜久毛多都は、彌雲起にて、彼ノ雲の立チ騰るを、打見給へる隨に詔へる御詞なり」と述べて実景描写の理解に拠りつつ、「出雲八重垣」についても「實の垣を云には非ず。八重雲の立チ出るを、垣とは云ヒ成シ給へるなり」と立場を徹底する。前掲した近代の諸注とは正反対の方向から当該歌に向き合つて導き出した帰結である。

古事記が一首を位置づけるのに、

初作須賀宮之時、自其地雲立騰。爾、作御歌。

と記した意図を汲むなら『記伝』『言別』の読解はまことに適確で間然するところがない。にもかかわらずそれが近代に降って覆される次第となった主な事由は、

1 「やくもたつ」には枕詞としての使用例が認められる

2 日本書紀の対応箇所には「自其地雲立騰」の記述が存在しない

の二点にあり、加えて、

3 「八雲立つ」を实景とみるときには初句切れの歌ということ

になり、時代的に成り立ちがたい

という見通し<sup>(1)</sup>も消極的ながら関与したらしい。記・紀両書間の所伝の相違が一首の生態究明に有効な糸口を与えたのである。

古事記の読解に際して日本書紀を前提にはできないという、現在広く浸透した思弁が前掲諸注の段階で支持を得にくいのはしかたないが、それでも西宮一民は一九五四年の時点ですでに「記紀両者の此の歌に對する態度は異つてゐた」と看破し、両書の叙述方針を峻別すべきことを主張したうえで、「獨立歌的見地から歌を本文と切離して、その歌自身の解釋」を探る手法への「限界」と「批判」を表明していた<sup>(2)</sup>。卓抜な提起であり、二〇〇〇年に公表の土佐秀里論文も西宮論の先駆性を高く評価する<sup>(3)</sup>。西宮によれば古事記「八雲立つ」歌はそもそも二重性を志向していたのだという。

古事記編者は「やくもたつ」を枕詞と考へると同時に一方では寫實的表現内容を考へ、「いづも」を地名として考へると同時に一方では前句の同義的反覆語句と考へ、従つて「やへがきつ

くる」を「作須賀宮」と考へると同時に一方では「雲が八重垣を作る」と解したといふ二つの解をもち合はせたのである<sup>(4)</sup>。

「自其地雲立騰」の記述を用意しない日本書紀は「やくもたつ」を出雲に冠する枕詞とのみ捉えたのに対し、「古事記編者」には「語源穿鑿の興味」が働いた結果、右のような意義の二重性を導入するに至った、というのが西宮の見立てである。

宣長に較べてずいぶん物わかりの良い読解を同論が案出したのは、古事記本文をまず左のように再抽出したうえで、

宮可造作之地求出雲國。(中略) 茲天神、初作須賀宮之時。云々。

「この歌の本文となるべきものは「大神」「出雲國」「作須賀宮」と「雲立騰」の四つでなければならぬ」「右四つを平等に考へてみたい」と起点を定めたところに発する。『記伝』説について西宮は「雲立騰」のみを強調し過ぎた憾みがありはすまいか」の批判を加えた。宣長のやや独善的な物言いに對する、抑制を利かせた公正な裁断にはちがいない。

しかしながら一首の歌が物語の文脈内で二重に機能するという、容易に他例を見ない想定はにわかに承認できないし、そもそも西宮の指摘する四項が必ずしも対等ではなく、すべてが継起的関係にあるのではないため、それらを「平等に」観測するという方法自体に疑いがある。物語の展開を改めて示せば、

出雲国内に造宮地を涉猟

↓須賀の地に到着

↓詔「すがすがし」

↓当地に宮を造営、鎮座

↓「今」の地名「須賀」の由緒

須賀に造宮のときその地から雲立騰

↓作御歌

↓足名鉄を宮之首に任用

↓足名鉄に「稲田宮主須賀之八耳神」の名を付与

のとおり「須賀」の地名起源を説いたところで叙述が一旦休止し、歌を含む後段は「須賀」における出来事として新たに立ち上がっていることと読み取ることができよう。「速須佐之男命」として語り起こされた物語が後段に至って「茲大神」と呼称を替え資格を更新する現象を見てもそれは追認される<sup>(5)</sup>。つまり、地名須賀の由来に帰着する部分と「八雲立つ」歌を導く部分とは、連続する物語内に位置しつつもそれぞれ次元の異なるコンテクストを構成していることと見るべきなのである。小稿冒頭に述べたとおり、須佐之男が歌をもつてその環境を祝福するのは造宮に最良の地と認めた須賀であつて出雲全土とは違う。須賀に「立騰」る雲が須佐之男の讚歎を誘発したのであれば、出雲国土を歌の理解に与らせるのは当たらない。物語以前の「八雲立つ」歌、あるいは物語を離れた「八雲立つ」歌が存在しえたとして——存在すること自体はむしろ否定しなくてよい——そこでの初句五音が地名「出雲」に祝意を託す修辞としての機能を帯びていた可能性は小さくないが、物語に組み込まれてある「八雲立つ」歌は「記伝」の説く実景描写の方向で受け取るのが正しい。そもそも古事記の歌は古事記の文脈に則して読む以外に方途がないはずだった。

### 三

当該歌が「出雲八重垣」「八重垣作る」「その八重垣を」と同一語を繰り返している点について、武田「全講」は「音韻の上に調子のよい歌である」と評し、また「古風」であるともいう。一首の表現上の特色は「八重垣」の反復に最も顕著である。成立の新古は原態追究と同程度に論証が困難だが、古今集仮名序に「人の世となりて素戔鳴尊よりぞ三十字あまり一文字は詠みける」と評する音数の整った定型短歌が古体をそのままに留めるとは考えがたい。「言別」が、

此うたは本ト「立<sup>テ</sup>出<sup>ル</sup>雲も、妻<sup>ヅゴ</sup>隠<sup>レ</sup>に、八重垣造るよ」と云<sup>フ</sup>三句廿一言のうたなりけるが、上つ代の雅樂<sup>ワカ</sup>に、詠<sup>ナガ</sup>めうたふとて三段にしらべ、句をかさねて、然か三十一言とはなりにしこそ。の臆断を記すのは古事記劈頭の歌に古色を欲したためであろう。古事記の五句ないし六句体歌に同一語の繰り返しをもつ事例は散見するものの、

嬢子の 床の辺に 我が置きし 劍の大刀 其の大刀はや

(中巻 景行天皇条 三三三)

なづきの田の 稲幹に 稲幹に 這ひ廻ろふ 野老憂

(中巻 景行天皇条 三四)

須々許理が 醸みし御酒に 我酔ひにけり 事無酒 笑酒に

我酔ひにけり

(中巻 応神天皇 四九)

大君の 御子の柴垣 八節縛り 縛り廻し 切れむ柴垣 焼け

む柴垣

(下巻 清寧天皇 一〇九)

これらと較べても当該歌の執拗は際だつており、単純にこれを歌謡性（歌唱性）にのみ帰して納得するべきではなく、やはりそこには物語構想上の要請を顧慮する必要がある。すなわち、立ち勝る「雲」が八重垣を作つて須佐之男と妻・櫛名田比売をあたかも取り囲むようにあるさまを頻りに言挙げする、その意味をたずねてみなければならぬ。

冒頭に引用した部分は、古事記において最初に歌があらわれる場面ゆえこれを完結した一条と見なしがちだが、「故」字で接続されている点を見ても、先行する八俣大蛇退治の物語と連続していることが明らかだ。このことについては戸谷高明が平明な口調で核心を穿つていた。

須佐之男の話は、高天原での乱暴をはたらく話から、そして出雲に下つてその英雄的な神に変身する大蛇退治があつて、いよいよ大蛇から助けた櫛名田比売と結婚するという、そういう一種の物語の終わり、大団円と言つていいかと思いますが、その終わりのところにこの「八雲立つ」の歌を置いているわけなんです。：（中略）：物語の一番最後にこの歌を載せて、そして須佐之男物語の幕を閉じるといふ、こういう形ではないかという気がいたします。（6）

八俣大蛇から櫛名田比売を救出するくだりから連続して当該条があるとすれば、「八雲立つ」の特徴的反复と次の叙述とが決して無関係にあるのではなく、巧みに響き合つていくことが諒解される。

a 我之女者、自在八稚女、是、高志之八俣遠呂知、毎年來喫。  
b 彼目、如赤加賀智而、身一有八頭・八尾。亦、其身生蘿及檜、  
桐、其長度谿八谷・峽八尾而、

c 告其足名稚・手名稚神、汝等、釀八塩折之酒、亦、作廻垣、於其垣作八門、每門結八佐受岐、每其佐受岐置酒船而、每船盛其八塩折酒而、待。

「八」を物語の聖数と捉えるにしてもこの場面のとりわけ b 以降における出現頻度は尋常ではない。ここに「八」を呼び込む端緒が a「八俣遠呂知」にあることは明白で、異形の大蛇は地上世界（出雲）の未開・混沌・無秩序を象徴する存在として扱われているから、その身体的特徴である「身一有八頭・八尾」「其長度谿八谷・峽八尾而」（b）は存在の異常性、反秩序性また暴力性の具象化を図るものと受け取れる。須佐之男はかかる脅威に対抗するに同じく「八」の属性を持つ品目を周到に準備し（c）、もつて大蛇を征圧するとともに空間に秩序を回復するのだった。その超克の結果として地上世界が獲得した平穏と豊穡を象徴するのが、

八雲立つ出雲八重垣妻籠みに八重垣作るその八重垣を  
の連続する「八」であると把握すればよいのではないか（7）。さらには、櫛名田比売の父を任じて須賀宮の首とし、名を「稲田宮主須賀之八耳神」と与えるくだりにも「八」の象徴性が揺曳し、プロットが徹底されている。

もはや「八頭・八尾」「度谿八谷・峽八尾」の混乱と脅威は消滅し、代わつて当地に瑞雲が「八重」に立ち巡つて住人——櫛名田比売と須佐之男——を護衛し祝福しているのであり、そのもたらされた理想的平穏への歓喜を一首が担うと読むのが文脈に則した理解である。一般通念に沿つて蛇神に農耕神的性格を認めるとすれば、八俣大蛇の凶悪な性格が征圧されて柔和な雲の姿態に再生していると受け止めることも可能だ。そのとき、「八雲立つ」に地名を導く機能

は託しようがないし、ましてや出雲独自の家屋様式——出雲式八重垣——を空想する余地もない。

### おわりに

貫之は三十一字定型の確立にやまと歌の始発を説いたのだったが、そのとおり物語の主舞台が天上にあるとき神々はいちども詠歌を志向せず、「あらかねの地」に降り立ち在地女性との間に婚姻関係を成り立たせてはじめて詠歌の動機が神に植え付けられた。同一語の繰り返しに終始しながら自ずから端正な型式に整っているのは、地上世界に平安を回復し得た須佐之男の心の安定を象徴するのではないだろうか。だとすれば歌の姿に歌主の「我御心須々賀々斯」の心境がそのままに反映していることにもなる。

### 注

- 1 土橋寛前掲書、山路平四郎前掲書のほか、山路「八雲立つ出雲八重垣」歌考」（『山路平四郎古典文学論集 記紀歌謡の世界』笠間書院、一九九四年）などと同趣旨の見解が述べられる。
- 2 西宮一民「八雲神詠歌に就いて」（『藝林』第五卷第四号、一九五四年）。ただし、同氏注解の新潮日本古典集成『古事記』ではやや変調して「独立歌謡」の知見を受け入れ、次のように解説される。

もともと出雲地方の新室壽にいむろほぎの民謡で、「八雲立つ」は出雲の枕詞、「出雲八重垣」は出雲様式の垣、「妻籠み」はその垣が家屋の妻を隠す構造を言ったものであるが、妻を籠かごめらせる意をもこめたものであった。ところが、『古事記』の本文に組み込まれたとき、「出雲」

は「雲立ち騰のぼりき」という説明が入れられ、農業治水神として関係の深い雲を瑞祥として雲の垣が新妻を隠かくらせる、と新婚の祝歌的性格を前面に押出したのである。

- 3 土佐秀里「歌うサノヲ歌の神話史／思想史」（『古代文学の思想と表現』新典社、二〇〇〇年）

- 4 西宮注2の論文

- 5 「茲大神」と呼称を変える点について『記伝』は「こ、に始めて大神と申せり。伊邪那岐ノ命をも、黄泉段ヨミノの次よりは、大神と申せり、共に故あることなるべし」と注意を促したが、倉野意司『古事記全註釈 第三卷』（一九七六年）はその着眼を退け「これは茲大神から歌のをはりまではそれ以前とは異なる資料から出たものであり、それをここで敢へて接ぎ合せたために、接ぎ目が目立つて唐突の感を与へる」のであるとした。新編全集は『記伝』の解を支持する。

- 6 戸谷高明「『古事記』の物語と歌謡」（『高岡市万葉歴史館叢書4 上代の物語』一九九四年三月）

- 7 飯泉健司は「八重垣作る」を「ヤマトノヲロチの嫁をサノヲの嫁にするための儀礼的な手続き」であるとし、「聖なる八重垣を作り、その中に女性を安置して自身の嫁にするということであろう」と述べる（『古事記全講義—意図と文学—』武威野書院、二〇二二年）。古事記の文脈に則して歌を読もうとする試みであり八俣大蛇退治物語との連絡を考慮している点は評価するが、右の提起には賛同できない。

（かげやま・ひさゆき 本学教授）